企業と機関投資家の間の建設的な対話関連 資料

2016年4月26日 株式会社東京証券取引所

コーポレートガバナンス・コード

- 第1章 株主の権利・平等性の確保
- 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- 第3章 適切な情報開示と透明性の確保
- 第4章 取締役会等の責務

第5章 株主との対話

- 原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針
- 原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表

原則5-1に基づく開示

原則5-1

上場会社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

補充原則5-1②

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i)株主との対話全般について、下記(ii)~(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii)個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み
- (iv)対話において把握された**株主の意見・懸念**の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

1. 株主との対話全般の統括を行う経営陣又は取締役

■ IR担当役員、財務・経理担当役員(CFO)、総務担当役員、経営企画担当役員などを指定する例

A社

IR担当役員を株主との対話全般についての統括責任者とし、経営企画部長、広報部長、法務部長、財務部長および財務部IRグループ長がこれを補佐しております。

B社

財務・経理担当役員、総務担当役員を株主との対話を統括する経営陣として指定しています。

C社

株主・投資家との対話は、経営企画本部長が統括し、IR担当組織が中心となり、関連組織が必要に応じて有機的に連携の上、実施しています。

■ 社長、CEOなどの経営トップが統括するとする例

D社

株主や投資家との対話は代表取締役社長が統括し、情報開示責任者として最高財務責任者(CFO)を任命しております。

E社

代表取締役社長は、株主との対話全般について統括し、株主との建設的な対話が実現するように努めます。

2. 社内の各部門の有機的な連携のための方策

■ 具体的な部署名を明示しつつ、担当部署と関連部署間で有機的に連携することを宣言する例

F社

当社は、株主及び投資家の皆様との対話につき、IR担当部門である<mark>経営管理部が中心</mark>となってその促進にあたり、<mark>経理、財務、法務</mark>部門及び 各事業部門等が連携してこれを支援しています。また、IR担当部門は、適時かつ適切な対話に資するべく、経営審議会等の主要な会議や企業情報開示委員会とも有機的連携を図っております。

G社

株主との建設的な対話を促進するに当たっては、<mark>経営企画</mark>担当、<u>経理財務</u>担当及び<u>法務</u>担当等社内<mark>各部署と有機的な連携</mark>をとることとして おります。

■ 具体的な連携の方策を掲げる例

H社

(略) 関係するIR、経営企画、総務・法務、経理の部門においては、<u>一部部員の相互兼務</u>や<u>定期的な情報共有</u>等を通じ、有機的な連携を図ってまいります。

I社

株主との対話全般を統括し、IRに責任をもつ担当役員およびIR専門部署を設置するとともに、<mark>部門横断的な</mark>委員で構成される<mark>情報開示委員会を設置</mark>し、適時・適切な企業情報の開示および株主との対話を推進します。

3. 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

J社

個人投資家向けには、<u>株主総会において経営近況報告</u>を行い、直近の経営状態、財務内容に加えて、中長期の成長戦略を、スライド等を使用して詳細に説明し、当社についての理解をより深めていただくようにしております。さらに、当日参加できなかった個人投資家に対しても株主総会の内容をご覧いただけるように、当日のライブ中継を行っているほか、後日、アーカイブでも<u>動画を配信</u>しております。上記に加えて、個人投資家説明会の開催や、当社ウェブサイトに掲載している「四半期業績レポート」を通して、当社に対する理解を深めていただけるよう努めております。

アナリスト、機関投資家向けには、<u>四半期毎の決算説明会</u>において、決算および事業の詳細について説明を行っております。その状況については、<u>インターネットによるライブ中継</u>でどなたでもご覧いただけるようにしているほか、説明会当日中にオンデマンド配信を開始するなど、より多くの人々に理解していただけるよう、積極的な開示を行っております。また、アナリストやファンドマネジャーとの個別面談やテレカンを年間約500件実施し、代表取締役社長をはじめとした経営幹部が積極的に会社の成長戦略や経営情報について説明をしております。

外国人投資家に対するIR活動としては、<mark>開示資料の大半を英文で作成</mark>しているほか、毎年、<mark>英語版アニュアルレポートを作成</mark>しております。 さらに、海外在住の投資家を訪問する「海外ロードショー」を北米・英国・アジアを中心に実施し、海外の投資家と直接対話する機会を設けております。

IR資料に関しては、1997年の当社株式公開直後より、適時開示の観点から四半期財務情報の開示を実施しており、詳細な財務・業績の概況を開示しております。また、リスク情報についても、新たにリスク要因となる可能性があると考えられる事項が生じた際には、四半期財務情報の開示にあわせて開示しております。これらの開示資料は、過去分も含め、当社ウェブサイトに掲載しております。

Κ社

個別面談以外の対話の取組みとして、四半期決算を年4回、CEOによるインフォメーションミーティングを年1回開催しています。また、建設的な対話のためのツールのひとつとして、2014年度に統合報告型アニュアルレポートを作成し、今年度は統合報告書を作成する予定です。

L社

具体的には、株主に対しては、株主総会において積極的な情報提供と丁寧な質疑応答に努めているほか、各地で定期的に開催する経営概況 説明会や工場見学会、情報冊子の発行などを通じて、当社の経営状況に関する理解促進と対話の充実を図っております。また、機関投資家 に対しては、四半期毎の決算説明会、中期経営計画説明会、製鉄所・研究所の見学会等を通じて当社の経営戦略、事業内容、業績等を説明 するほか、投資家向けスモールミーティング、各種カンファレンス、海外機関投資家訪問等による対話の充実に取り組んでおります。

4. 株主の意見・懸念のフィードバックのための方策

■ 必要に応じてまたは定期的に、取締役会、経営陣、関連部署などに報告しているとする例 M社

株主・投資家の皆様との対話内容は、<u>必要に応じ</u>、経理担当役員を通じて<u>取締役会・役員会議体等にフィードバック</u>いたします。

N社

対話を通じて得られた株主や投資家の意見については、IR室が取りまとめ、<u>定期的に経営陣に報告</u>しています。

O社

株主・投資家との対話を通じて得られた情報や意見・要望等は、<mark>随時関係する役員・部署と共有</mark>すると共に、<u>定期的に取締役会に報告</u>しております。

■ 社外役員にも報告するという例や、全社的に共有するという例 P社

株主、投資家との対話により把握された意見等は、週次・月次報告等として執行役社長をはじめとする主要関係役員と共有し、<u>社外取締役に</u> <u>も報告</u>する。

Q計

また、株主・投資家からの評価・要望は、全社的に共有し、経営に活かしております。

■ 議決権行使結果の分析を取締役会に報告するという例

R社

株主・投資家との対話の結果は、代表取締役社長、担当取締役または執行役員より取締役会に適宜報告を行い、事業経営に適切に反映し、 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につなげております。また、定時株主総会の議案毎の議決権行使の状況につい ても分析を行い、取締役会で報告を行っております。

5. インサイダー情報の管理に関する方策

■ 具体的な情報管理の方策を示す例

S社

株主との対話においては、<u>社内規則の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理</u>しております。なお、当社では決算情報に関する 対話を控える「沈黙期間」を設定しております。

T社

情報開示及びインサイダー取引防止に関する規程を定め、情報開示は公平に行い特定の者に選別的な開示は行わないこと及びインサイダー 情報の守秘義務を明記すると共に、これらを徹底するための定期的な教育を実施します。

U社.

- ・インサイダー情報が外部に漏えいしないよう管理を徹底する。
- ・決算発表前1ヵ月間程度のサイレント期間(沈黙期間)を設け、株主等との決算情報に関する対話を制限する。
- ・株主等との対話に際しては、相互監視の観点から、原則として複数名で対応する。
- 対話ではインサイダー情報を提供しないと明言する例

V社

株主との対話において、インサイダー情報を伝達することはありません。なお、四半期ごとの決算発表日の14日前からの期間は、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」とさせていただきます。

■ 秘密保持契約の締結に言及する例

W社

毎決算期末及び毎四半期末から決算発表までの期間を沈黙期間(会社の事業内容等の基本的な事項に関するヒアリング等を除き、株主・投資家の皆様との個別面談をお断りする期間)として設定しております。株主・投資家の皆様との対話の中で、インサイダー情報を開示しなければならない状況は想定しにくいですが、仮にそのような必要が生じた場合には、秘密保持契約の締結など適切な方策を講じてまいります。

6. その他

■ 株主の属性に応じて担当部門を分けている例

X社

株主・投資家を重要なステークホルダーの一つと考え、企業価値の向上のための建設的な対話を重視しており、双方の考えや立場についての理解を深め、これを踏まえた適切な対応を採ることが重要と考えています。

株主・投資家との企業価値向上に向けた建設的な対話の実現に資するために、法定開示に加え、●●グループに関する社会的に有用な情報についても、積極的に開示します。情報開示及びインサイダー取引防止に関する規程を定め、情報開示は公平に行い特定の者に選別的な開示は行わないこと及びインサイダー情報の守秘義務を明記すると共に、これらを徹底するための定期的な教育を実施します。

機関投資家との対話に関する取組については<u>IR部門が担当</u>し、国内外の機関投資家との日常のミーティング対応のほか、経営戦略等の概略・進捗、業績や事業の状況及び株主還元等に関する説明会等を行います。企業価値向上に向けた長期的な視点での対話ができる機関投資家と直接の対話の機会を持ち、対話結果の経営への反映を容易にするため、出来る限り社長執行役員や経営陣が参加します。

上記の説明会等の際の質疑内容や機関投資家から寄せられた意見等は、必要に応じて取締役会や執行役員会に報告し、当社の今後の経営に活かします。

主に個人株主との対話に関する取組については、株式部門が担当し、当社の事業内容等を理解し、より長期目線で当社株式を保有いただくために工場及び当社の事業内容を紹介する施設の見学会等を行います。さらにこれらの実施の際には、出来る限り経営陣が参加し、株主との対話の機会を持ちます。また、株主総会の運営については、貴重かつ重要な株主との対話の機会と捉え、十分な質疑の時間を取る等の対応を行います。

今後、財務情報の説明に加えて、コーポレートガバナンスに対する考え方等非財務情報の説明の更なる充実を図り、株主との建設的な対話を促進するため、IR部門、会計財務部門、法務・コンプライアンス部門、経営サポート部門等の関連部門が、当社ウェブサイトへの掲載や説明会の実施等非財務情報の説明方法、株主との対話への対応体制等を連携して検討し、実施します。IR部門、株式部門及び広報・サステナビリティ等を統括するコーポレートコミュニケーション部門の責任者である経営陣等が連携し、これらの活動を統括し、推進します。

原則5-2に関する開示

原則5-2

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や**資本政策の基本的な方針**を示すとともに、**収益力・資本効率等に関する目標**を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

(参考)

原則1-3

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

原則3-1(i)

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

1. 資本政策の基本的な方針

Y社

- ① 当社は、<u>目標とする経営指標</u>として<u>ROE</u>(自己資本当期純利益率)を掲げており、今後、中期計画で掲げる戦略の遂行により<u>利益成長</u>を目指すことに加え、株主資本の有効活用により、継続的にROE10%以上を確保すべく努めることとしています。
- ② 株主還元策としては、安定配当額として年間 24 円<u>を基本に、連結配当性向 30%を目標</u>に株主還元を実施していくこととし、配当控除後の 利益について、保有資金額、業績動向、直近の株価の推移、大型投資案件の有無等を総合的に勘案した上で、その一部を自己株式の取 得に充当することを基本方針としています。

原則5-2に関する開示(つづき)

乙汁

- ① 株主価値を維持向上するために、投下資本利益率(ROIC)、株主資本利益率(ROE)および1株当たり利益(EPS)の目標水準を考慮した経営を行う。また、経済環境等の急激な変化に備え、金融情勢によらず資金調達が可能な高格付けを維持できる自己資本比率を目標とする。
- ② 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、取締役会において、上記の目標とする投下資本利益率(ROIC)、株主資本利益率(ROE)および1株当たり利益(EPS)等への影響を十分に考慮した上で合理的な判断を行う。
- ③ 大規模な希釈化をもたらす資本調達を実施する場合には、資金使途の内容と回収計画を取締役会において十分に審議のうえ決議するとともに、投資家・株主への説明を行う。

AA社

当社は、<u>企業理念</u>として、「患者様と生活者の皆様、株主の皆様および社員のステークホルダーズの価値増大をはかるとともに良好な関係の発展・維持に努める」と定款で規定しております。<mark>資本政策もこの理念に基づき実施</mark>しています。

日常の運営における資本政策は、株主価値向上に資する「中長期的なROE経営」、「持続的・安定的な株主還元」、「成長のための投資採択基準」を軸に展開しています。

当社は、ROE を持続的な株主価値の創造に関わる重要な指標と捉えています。「中長期的なROE経営」では、売上収益利益率(マージン)、財務レバレッジ、総資産回転率(ターンオーバー)を常に改善し、中長期的に資本コストを上回るROE(正のエクイティ・スプレッド * 1の創出)をめざしていきます。

「株主還元」については、健全なバランスシートの下、連結業績、DOE及びフリー・キャッシュフローを総合的に勘案し、シグナリング効果も 考慮して、株主の皆様へ継続的・安定的に実施します。DOEは、連結純資産に対する配当の比率を示すことから、バランスシートマネジメント、 ひいては資本政策を反映する指標の一つとして位置づけています。自己株式の取得については、市場環境、資本効率等に鑑み適宜実施する 可能性があります。なお、健全なバランスシートの尺度として、自己資本比率、Net DERを指標に採用しています。

「投資採択基準」は、成長投資による価値創造を担保するために、戦略投資に対する投資採択基準(VCIC: Value — Creative Investment Criteria)を採用し、リスク調整後ハードルレートを用いた正味現在価値(NPV)とIRR(内部収益率)スプレッドにハードルを設定し、投資を厳選しています。

当社では、こうした資本政策によって、<mark>成長投資と安定した株主還元を両立</mark>し、<u>持続的な株主価値向上に努めていきます</u>。 *1 エクイティ・スプレッド=ROEー株主資本コスト

原則5-2に関する開示(つづき)

2. 収益力・資本効率等に関する目標

BB社

当社は、2017年3月期までに<u>連結売上1,500億円、連結経常利益170億円、ROE9.5%以上</u>の維持、<u>海外売上比率30%達成</u>を目標とする「●●●●●●●」を策定しています。

CC社

中期経営目標としては、2014年3月期から2016年3月期にかけて「<u>持続的な利益成長と株主還元の強化</u>」を目指しています。 利益成長は「**連結営業利益 毎期2桁成長**」、株主還元は「配当性向30%超」を目標としています。

DD社

経営指標としては、<u>売上高利益率を最重要</u>なものと考えております。(中略) 具体的には、<u>売上高純利益率を3%</u>(同営業利益率を5%)程度とすることを中長期的なハードルの一つとして意識しつつ、以下の経営戦略のもと持続的成長に向けて推進していきます。

(参考)収益力・資本効率等に関する目標を提示していないとする例

EE計

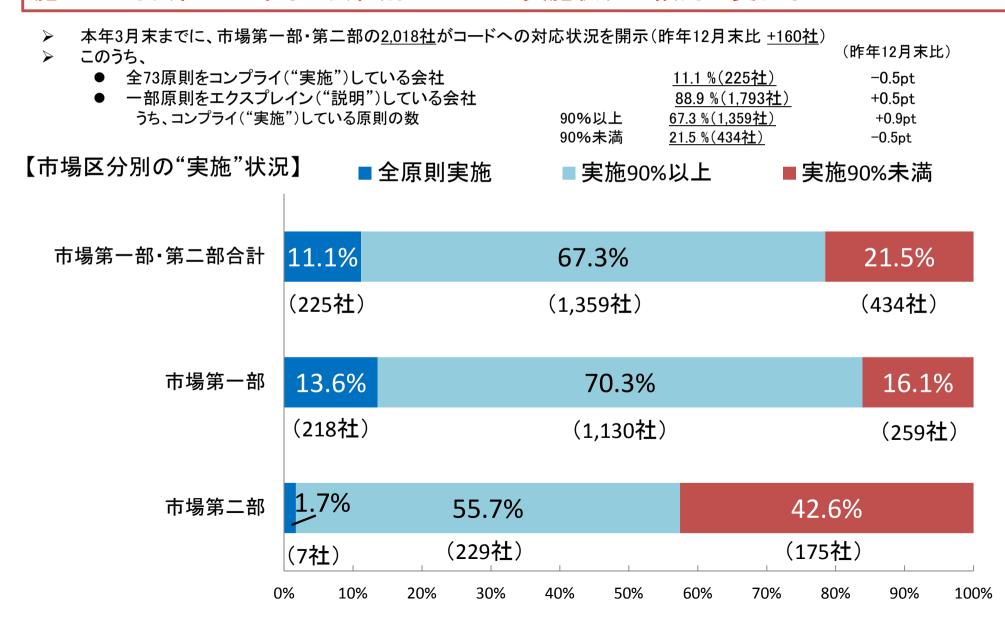
当社は、財務体質の健全性を保ちつつ、持続的成長に向けた積極的な投資と株主への利益還元を両立させることを資本政策の基本的な方針としていますが、収益力や資本効率などに関する具体的な目標を公表していません。これは、当社が事業を展開する通信・インターネット業界は、ビジネスモデルや技術、顧客ニーズの移り変わりが早い上に、当社も時流に合わせて事業構造を大胆に変革させる可能性があるためです。

参考

コーポレートガバナンス・コードへの対応状況(2016年3月末時点)

①会社別に見たコードの"実施"・"説明"状況

本年1月から3月末までに160社が新たにコードへの対応状況を開示しているが、全73原則を実施している会社の比率など会社別のコードの実施状況の傾向は変化なし



コーポレートガバナンス・コードへの対応状況(2016年3月末時点)

②コードの原則ごとの"実施"・"説明"状況

原則ごとの実施・説明の状況についても大きな変化なし

▶ 73原則のうち、

(昨年12月末比)

実施

● 全社が"実施"している原則

● 一部の会社が"説明"している原則

うち、実施率

90%以上 90%未満 <u>5原則</u> 68原則

<u>-1原則</u> <u>則</u> +1原則</u>

<u>54原則</u> 14原則

<u>+2原則</u> -1原則

全社実施



実施率90%以上



実施率90%未満

不実施

No.	原則	実施 会社数	不実施 会社数	実施率		
第1章						
1	基本原則1	2018	0	100.00%		
2	原則1-1	2015	3	99.85%		
3	補充原則1−1①	1985	33	98.36%		
4	補充原則1-1②	2017	1	99.95%		
5	補充原則1-1③	2016	2	99.90%		
6	原則1-2	2009	9	99.55%		
7	補充原則1-2①	2007	11	99.45%		
8	補充原則1-2②	1617	401	80.13%		
9	補充原則1-2③	1947	71	96.48%		
10	補充原則1-2④	866	1152	42.91%		
11	補充原則1-2⑤	1858	160	92.07%		
12	原則1-3	1950	68	96.63%		
13	原則1-4	1860	158	92.17%		
14	原則1-5	1998	20	99.01%		
15	補充原則1-5①	2015	3	99.85%		
16	原則1-6	2017	1	99.95%		
17	原則1-7	2003	15	99.26%		
第2章						
18	基本原則2	2018	0	100.00%		
19	原則2−1	2017	1	99.95%		
20	原則2−2	2011	7	99.65%		
21	補充原則2−2①	1968	50	97.52%		
22	原則2−3	2013	5	99.75%		
23	補充原則2−3①	2011	7	99.65%		
24	原則2-4	2007	11	99.45%		
25	原則2-5	1999	19	99.06%		
26	補充原則2−5①	1904	114	94.35%		

No.	原則	会社数	会社数	天 他华			
第3章							
27	基本原則3	2016	2	99.90%			
28	原則3-1	1448	570	71.75%			
29	補充原則3-1①	2008	10	99.50%			
30	補充原則3-1②	1487	531	73.69%			
31	原則3-2	2018	0	100.00%			
32	補充原則3-2①	1823	195	90.34%			
33	補充原則3-2②	1980	38	98.12%			
第4章							
34	基本原則4	2014	4	99.80%			
35	原則4-1	2014	4	99.80%			
36	補充原則4-1①	2008	10	99.50%			
37	補充原則4-1②	1717	301	85.08%			
38	補充原則4-1③	1733	285	85.88%			
39	原則4−2	1798	220	89.10%			
40	補充原則4−2①	1395	623	69.13%			
41	原則4-3	1987	31	98.46%			
42	補充原則4-3①	1948	70	96.53%			
43	補充原則4-3②	2010	8	99.60%			
44	原則4-4	2017	1	99.95%			
45	補充原則4-4①	1967	51	97.47%			
46	原則4-5	2018	0	100.00%			
47	原則4-6	1980	38	98.12%			
48	原則4-7	1906	112	94.45%			
49	原則4-8	1189	829	58.92%			
50	補充原則4-8①	1671	347	82.80%			
51	補充原則4-8②	1632	386	80.87%			
52	原則4-9	1875	143	92.91%			

No.	原則	実施 会社数		
53	原則4-10	1899	119	94.10%
54	補充原則4-10①	1423	595	70.52%
55	原則4-11	1909	109	94.60%
56	補充原則4-11①	1976	42	97.92%
57	補充原則4-11②	2004	14	99.31%
58	補充原則4-11③	724	1294	35.88%
59	原則4-12	2010	8	99.60%
60	補充原則4-12①	1980	38	98.12%
61	原則4-13	2008	10	99.50%
62	補充原則4-13①	2018	0	100.00%
63	補充原則4-13②	2017	1	99.95%
64	補充原則4-13③	2017	1	99.95%
65	原則4-14	1977	41	97.97%
66	補充原則4-14①	1997	21	98.96%
67	補充原則4-14②	1967	51	97.47%
第5章				
68	基本原則5	2015	3	99.85%
69	原則5−1	1991	27	98.66%
70	補充原則5-1①	2014	4	99.80%
71	補充原則5-1②	1987	31	98.46%
72	補充原則5-1③	2010	8	99.60%
73	原則5-2	1796	222	89.00%

コーポレートガバナンス・コードへの対応状況(2016年3月末時点)

③"説明"率が高い原則の例

説明率が高い原則も順位に変動なし

原則	内容	"実施" 会社数	"説明" 会社数	"説明" 率	昨年12月 末比
補充原則 4-11③	取締役会による取締役会の実効性に関する分析・評価、結果の概要の開示	724社	1,294社	64.1%	+0.5pt
補充原則 1-2④	議決権の電子行使のための環境整備(例:議決権電子行使プラットフォームの利用等)、招集通知の英訳	866社	1,152社	57.1%	+1.2pt
原則4-8	独立社外取締役の2名以上の選任	1,189社	829社	41.1%	-1.4pt
補充原則 4-2①	中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の 適切な設定	1,395社	623社	30.9%	+0.2pt
補充原則 4-10①	 指名・報酬等の検討における独立社外取締役の関与・助言(例:独立社外取 締役を主な構成員とする任意の諮問委員会の設置)	1,423社	595社	29.5%	+0.1pt
原則3-1	以下の情報開示の充実 (i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画、 (ii)コードの諸原則を踏まえた、ガバナンスに関する基本的な考え方と基本 方針 (iii)経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続 (iv)経営陣幹部・取締役・監査役候補の指名の方針と手続 (v)個々の経営陣幹部・取締役・監査役の選任・指名についての説明	1,448社	570社	28.2%	+0.1pt
補充原則 3-1②	海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進	1,487社	531社	26.3%	+0.5pt

^{※ &}quot;説明"率が20%を超える原則を抽出

補充原則3-1②のエクスプレイン

英語での情報開示については、海外投資家の保有比率の低さを理由として、「検討中」や「当面、実施予定なし」とする例が多い

補充原則3-1②

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、**英語での情報の開示・提供を進めるべき**である。

1. 今後、"実施"予定とする例

FF社

当社は、アニュアルレポート、決算短信(サマリー版)、決算説明会資料等を英訳して開示していますが、今後、ガバナンス報告書を英訳・開示します。

2. 検討中とする例

GG社

当社は、製品情報等の非財務情報については、当社ホームページに英文で公表しております。財務情報については、当社の株主における<mark>海外投資家の比率 <u>に応じて、今後検討</u>を進めるものとしております。</mark>

3. 当面、"実施"予定なしとする例

HH社

当社は、英語での情報の開示を、株主構成や当社の事業内容及びそのコストを考慮し、実施しておりません。

II社

当社は、海外投資家の比率が20%を超えた段階で開示情報の英語による提供を行うこととしており、<mark>現時点では海外投資家の保有比率が20%を下回っていることから英語による開示情報の提供は行っておりません(四半期決算のHPでの開示を除く)。(後略)</mark>